

国自安第71号
国自技環第99号
国自旅第203号
国自整第143号
令和6年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
安全政策課長
技術・環境政策課長
旅客課長
自動車整備課長

特定旅客自動車運送事業から一般乗合旅客自動車運送事業への
事業用自動車の併用等について

昨今のバスの運転者不足等の影響に伴い、地域の路線バスの減便や廃止が相次いでおり、特に地方部における地域住民の日常的な移動の足を確保するにあたっては、地域の輸送資源の総動員や、公共交通サービスと各分野の送迎輸送サービスとの重複の排除等、地域の公共交通の再評価・徹底活用を図ることが求められている。

こうした中で、路線バスを運行する一般乗合旅客自動車運送事業と、送迎バス等を運行する特定旅客自動車運送事業を兼営している事業者が存在する場合は、特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を、送迎等に使用していない時間帯については一般乗合旅客自動車運送事業の用に供することで、より効率的に地域住民の移動の足の確保に資するものと考えられる。

よって、利用者利便の向上及び事業の効率化を図る観点から、特定旅客自動車運送事業から一般乗合旅客自動車運送事業への事業用自動車の併用及び流用については、下記のとおり運用することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、公益社団法人日本バス協会会長に対して別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 事業用自動車の併用について

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る新規事業許可、事業計画変更認可の申請書又は事業計画変更の届出書に、特定旅客自動車運送事業の事業用自動車と一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業用自動車との兼営営業所における併用を行う旨が明記された場合には、特定旅客自動車運送事業及び一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては運行計画を含む。以下同じ。）の遂行に支障のない場合に認め、申請どおり許可・認可を行うほか、届出を受け付けることとする。

(2) 事業用自動車を併用する際の留意事項

(1) において事業用自動車を併用する場合は、①特定旅客自動車運送事業の事業計画及び一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の遂行に必要な員数の運転者の確保、運行管理者の選任等、業務確保上支障が生じ、旅客の利便その他の公共の福祉を阻害しないこと、②路線を定める運行の場合にあつては、当該路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものを超えていないこと、③道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等関係法令に抵触しないこと、④施行規則第65条第3号、第8号及び第9号の規定による車外表示を適切に行うこと等を事業者において十分確認するものとする。

ただし、当該営業所が運行管理する事業用自動車の数は、併用する車両数を、該当する態様の事業用自動車数にそれぞれ足し合わせ、選任すべき運行管理者の数を決定するものとする。

なお、事業用自動車の併用に伴い、関係法令に抵触した場合並びに事業計画及び運行計画、業務の確保に支障が生じ、旅客の利便その他の公共の福祉を阻害した場合の行政処分は、厳格に取り扱うものとする。

(3) 事業計画の変更届出

当該事業用自動車の併用に関しては、実施予定日の7日前までに事業計画の変更届出を提出させることとする。

2. 事業用自動車の流用について

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業として行う特定旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の流用については、以下のいずれにも該当する場合に認めるものとする。

- ① 原則として、一般乗合旅客自動車運送事業者が特定旅客自動車運送事業を兼営している営業所において、一時的な需要の増加等により一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業用自動車が不足した際に、特定旅客自動車運送事業の計画

に係る事業用自動車を流用する場合。

ただし、車掌を乗務させない路線定期運行の事業用自動車として乗車定員 1 人以上の事業用自動車を流用する場合は、起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少なく保安上支障がないときに限って、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）第 55 条第 1 項の認定を受けて流用できるものとする（車掌を乗務させない路線定期運行の事業用自動車として、保安基準第 50 条（ワンマンバスの構造要件）の規定に適合している特定旅客自動車運送事業に係る事業用自動車を流用する場合を除く。）。

- ② 流用する事業用自動車の大きさについては、当該路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものを超えない事業用自動車に限るものとする。

（２）事業用自動車を流用する際の留意事項

（１）において事業用自動車を流用する場合は、①特定旅客自動車運送事業の事業計画及び一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の遂行に必要な員数の運転者の確保、運行管理者の選任等、業務確保上支障が生じ、旅客の利便その他の公共の福祉を阻害しないこと、②路線を定める運行の場合にあっては、当該路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものを超えていないこと、③道路運送車両法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等関係法令に抵触しないこと、④施行規則第 65 条第 3 号、第 8 号及び第 9 号の規定による車外表示を適切に行うこと等を事業者において十分確認するものとする。

ただし、営業所間の流用については、流用後の配置車両数に応じた運行管理者数の確保、自動車庫の収容能力等を勘案し明確に運行管理体制が整っているものである場合に認めることとする。

なお、事業用自動車の流用に伴い、関係法令に抵触した場合並びに事業計画及び運行計画、業務の確保に支障が生じ、旅客の利便その他の公共の福祉を阻害した場合の行政処分は、厳格に取り扱うものとする。

（３）事業計画の変更届出等

当該事業用自動車の流用に関しては、実施予定日の 7 日前までに事業計画の変更届出を提出させることとし、緊急的な需要に対応する場合については、関係法令を厳守した上で、事後報告として、道路運送法第 94 条第 1 項に基づき、事業計画の変更届出に準じて遅滞なく管轄する運輸支局長あて報告するものとする。

3. その他留意事項

事業用自動車の併用又は流用を行った際の運送収入及び輸送人員等は、当該事業用

自動車を提供する事業又は態様に帰属するものとし、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）に基づく事業報告書、輸送実績報告書等の報告の対象となる。

附 則（令和６年９月３０日 国自安第７１号、国自技環第９９号、国自旅第２０３号、国自整第１４３号）

本取扱要領は、令和６年９月３０日以降から適用するものとする。